

第23回 暴力団員等の反社会的勢力のお客様との旅行契約は？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 畑 敬)

一般の約款改正では、お客様が暴力団員等反社会的勢力であると認められるとき又はお客様が反社会的勢力でなくても暴力的な要求行為等を行ったときは、旅行契約の締結の拒否や旅行会社側からの契約解除ができるようになります。今回はこのことに関しその背景とともに述べてみたいと思います。

必ず契約解除をしなければいけないのですか？

7月1日施行の改正標準旅行業約款では「・・・契約の締結に応じないことがあります。」または「・・・旅行者に説明をして・・・契約を解除することがあります。」とあり、契約締結の拒否や契約の解除をしてもしくても約款上の違反はありません。

ところで、平成25年末で約2万5千人の構成員からなる暴力団は、今でも組織実態を隠へいしながら合法的な企業活動を仮装したり密接な関係を持つ事業者・企業を利用するなどして資金獲得活動を多様化・活発化しながら、私たちの生活や社会経済活動を脅かし続けています(警察庁調べ)。

このような中で平成3年に施行された「暴力団対策

法」等による警察の取締力に加えて、旅行会社を含む事業者や一般市民がお互いに協力し、官民一体となって「暴力団排除のための施策」を推進するために、まず、平成19年には、政府指針(企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針)を发出し、全ての企業が企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を強く求めました。そしてその後、平成23年10月に全国の全ての都道府県でも「暴力団排除条例」が施行されることになりました。

では、その政府指針や条例では何と規定されているのですか？

政府指針や各都道府県の「暴力団排除条例」では主に以下のことが定められています。(政府指針「概要」)
①反社会的勢力とは一切の関係をもたない。②契約書や約款に暴力団排除条項を導入すること(この政府指針を受けて、モデル宿泊約款は平成23年に導入され、また旅行業約款についても一般の改正で導入されることとなりました)。③反社会的勢力への資金提供は絶対に行わないこと。④各都道府県暴力団排除条例(概要)⑤事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする(東京都・静岡県・長野県等の条例)。⑤事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って暴力団等に対して利益供与をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合(たとえば法令

上の義務の履行等)はこの限りでない(全国の条例)。

旅行に参加させることは利益供与になるため解除すべきですか？

旅行会社は、お客様が暴力団員等であることを知ったうえで、正式に旅行代金を収受して旅行に参加させるということが、条例上の利益供与にあたるか否かについては一概には言えません。警察や全国の暴力団追放運動推進センターに問い合わせるなりご相談されることをお勧めします。

ただ、公安委員会(警察)から利益供与にあたりと判断されれば、旅行会社は、公安委員会(警察)から勧告を受けたり会社名を公表されることにも繋がりがかねません。そしてこうなれば、今の時代、社会からも旅行会社が大きな非難を浴び旅行会社にとっては、致命的な不利益が生じるおそれがあります。

このことからしても、今回の約款改正を機に、今後は、お客様が暴力団員等であると確認できた時点で即、旅行契約の拒否や旅行契約を解除することが望ましいと考えます。最後に、他の業界の例ですが、実際に以下のような取引が利益供与にあたりと判断された事例を一部紹介いたしますので参考にしていただきたいと思います。(1)ゴルフ場が暴力団主催であると知ってコンペ等を有料で開催させた。(2)駐車場が正規の駐車料金をもらって駐車場貸借契約を結んだ。(3)ガソリンスタンドが暴力団員に駐車場を無料で使わせた。(4)レストランが暴力団の会議の場所としてレストランを有料で提供した。(5)印刷業者が暴力団員の名刺や挨拶状の印刷依頼を有料で受けた(以上、警視庁、各道府県警察本部のホームページより)。(服部)